

令和6年度串間市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度串間市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	312, 967 m ³
(2) 一日平均処理水量	857 m ³
(3) 主要な建設改良事業 単独事業（公共下水道事業）	3, 901千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		154, 949千円
第1項 営業収益		48, 151千円
第2項 営業外収益		106, 798千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		154, 949千円
第1項 営業費用		142, 562千円
第2項 営業外費用		11, 387千円
第3項 特別損失		1, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31, 030千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額355千円、引継金4, 300千円、当年度分損益勘定留保資金26, 375千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		38, 133千円
第1項 他会計出資金		38, 133千円
	支	出
第1款 資本的支出		69, 163千円
第1項 建設改良費		3, 901千円
第2項 企業債償還金		65, 262千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,957千円及び15,807千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 2,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,059千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業の経営の安定を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は103,126千円である。